

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【会社名】	株式会社タナベ経営
【英訳名】	TANABE CONSULTING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若松 孝彦
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【電話番号】	06-7177-4000
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 本部長代理 兼 財務部長 隅田 直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【電話番号】	06-7177-4000
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 本部長代理 兼 財務部長 隅田 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社タナベ経営 (東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第60期剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金16円

第2号議案 吸収分割契約承認の件

純粋持株会社体制へ移行するため、2022年10月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む経営コンサルティング全事業を、2022年4月15日に設立した株式会社タナベコンサルティングへ承継させる吸収分割契約の内容を承認するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

純粋持株会社体制移行に伴い、第2号議案が原案どおり承認可決され、吸収分割の効力が発生することを条件として、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）の変更を行うものであります。併せて効力発生日に関する附則を設けるものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

若松孝彦、長尾吉邦、南川典人、藁田勝及び松永匡弘の5名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

三尾良孝を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合(%))
第1号議案	115,583	1,427	0	(注)1	可決 (98.7)
第2号議案	113,110	3,900	0	(注)2	可決 (96.6)
第3号議案	113,439	3,571	0	(注)2	可決 (96.9)
第4号議案				(注)3	
若松 孝彦	115,777	1,233	0		可決 (98.9)
長尾 吉邦	116,638	372	0		可決 (99.6)
南川 典人	116,640	370	0		可決 (99.6)
藁田 勝	116,636	374	0		可決 (99.6)
松永 匡弘	116,624	386	0		可決 (99.6)
第5号議案	116,582	428	0	(注)3	可決 (99.6)

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上